

西之表市営住宅申込み要領

1. はじめに

市営住宅は、公営住宅法に基づいて西之表市が建設し、住宅に困窮する低所得者の方に対し貸し付ける住宅で、その建設費や維持管理費には国や市が多額の負担をしているため、一般の貸家に比べると相当低額な家賃で入居できるようになっています。

このため、市営住宅の入居資格や入居後の利用について、公営住宅法や市営住宅条例などにより、いろいろな制限が設けられています。

2. 入居申込者の資格

入居申込みをされる方は、公営住宅法及び市営住宅管理条例の規定より、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

(1) 西之表市に住所があること。

(2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。

持ち家のある方(一親等以内の故人の名義の家がある場合も含む)は、原則として入居申込みはできません。

(3) 政令で定められた収入基準に適合すること。

収入基準となる収入月額については、一般世帯は 158,000 円以下、高齢者・障害者等の世帯が 214,000 円以下で、収入月額の計算方法については、収入額の算定方法をご覧ください。

[収入基準早見表: 家族の合計所得金額]

(単位: 円)

世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
高齢等世帯	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

* 老人扶養控除、寡婦(寡夫)控除、障害者控除等の対象者がいる場合は、早見表が利用出来ません。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員等でないこと。

3. 入居申込みに必要な書類

(1) 入居申込書

(2) 所得・課税証明書(前年分)(15歳以上の方全員、就学中の者除く)【市民生活課】

1月から6月末までに申込みをされる方は、前年分の所得証明書が出ませんので前々年度分の所得証明及び給与所得者については、前年の所得金額に対する源泉徴収票、給与所得者以外の方については、前年の確定申告書の控え(受付印のあるもの)又は市県民税申告書の写しを提出してください。

(3) 住民票(入居しようとする家族全員)【市民生活課】

※(2)、(3)については、個人番号届出書及び同意書の提出により添付を省略できます。

(4) 市税等の完納証明書(市税等の滞納のない証明)【市民生活課】

(5) その他必要に応じて提出していただく書類

① 3ヶ月以内に結婚する方

婚約証明書

② 前年の1月以降現在までに職場を退職している方

雇用保険被保険者離職票(公共職業安定所発行)又は

健康保険・厚生年金被保険者資格喪失確認通知書(社会保険事務所発行)

③ 生活保護を受けている方

生活保護受給証明書

④ 身体障害者の方

身体障害者手帳・療育手帳等の写し又は福祉事務所の発行する証明書

⑤ 母子世帯等の方

戸籍謄本の写し

⑥ その他必要な書類

4. 収入額の算定方法

(1) 入居者の収入基準は、次の表のとおりです。

世帯区分	収入月額	備 考
一般世帯	158,000 円以下	
高齢者・ 障害者等 の世帯	214,000 円以下	ア. 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のい ずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合 イ. 入居者及び世帯員に次の方がいる世帯 身体障害者(1 級～4 級まで) 精神障害者(1 級～2 級) 知的障害者(A, B) 戦傷者(特別項傷～第6項傷) 原子爆弾被爆者 海外からの引揚者(5年以内) ハンセン病療養所入所者

(1) 収入月額の計算方法は、次のとおりです。

(世帯の所得－扶養親族控除額－特別控除額)÷12月

(2) 扶養親族控除額

控除種別	控除対象者	控除額
扶養親族控除	同居者, 控除対象配偶者, 扶養親族(同居・別居)	1人につき 38 万円

(3) 特別控除額の計算は、次のとおりです。

控除種別	控除対象者	控除額
老人控除対象配偶 者控除	控除対象配偶者が 70 歳以上である場合	1人につき 10 万円
老人扶養親族控除	扶養親族が 70 歳以上である場合	1人につき 10 万円
特定扶養親族控除	扶養親族が 16 歳以上 23 歳未満である場合	1人につき 25 万円
寡婦控除	入居者, 同居者に寡婦がある場合	1人につき 27 万円
ひとり親控除	入居者, 同居者にひとり親がある場合	1人につき 35 万円
障害者控除	入居者, 同居者に障害者がある場合	1人につき 27 万円
特別障害者控除	入居者, 同居者に特別障害者がある場合	1人につき 40 万円

5. その他

- (1) 申込書は、すべてボールペン等で記入し、鉛筆は使わないで下さい。
また、記入誤りをされた場合は、訂正印を押してください。
- (2) 申込書の申込み年月日には、提出日付を記入してください。
- (3) 入居される場合の同居親族は、出生の場合を除き、申込書に記載された方以外は、認められません。
- (4) 団地により住宅戸数に見合うだけの駐車スペースはありませんので、あらかじめご承知の上、申し込んでください。
- (5) 団地内では、犬・猫・鳥等動物類の飼育はできません。
- (6) 入居申込書及び添付書類に偽りの記載をして入居した場合は、直ちに退去していただきます。
- (7) 暴力団員と判明した場合は、入居決定を取消し、直ちに退去していただきます。
- (8) 家賃の他に、共益費(団地内において共同で使う電気・水道代、浄化槽負担金等)及び駐車場使用料等の負担がある団地もあります。
- (9) 退去の際は、畳の表替え、襖の張替の費用を負担していただきます。また、入居者に責任があると認められる修繕についても退去の際に負担していただきます。
- (10) 古い団地では、風呂設置のスペースはありますが、浴槽・湯沸かし器等が付属していない場合もあります。
- (11) 当該住宅地域(自治会等)の一員として、行事等積極的に参加してください。
- (12) その他入居の心得については、入居手続きの際に説明します。

【お問合せ先】

〒891-3193

西之表市西之表7612番地

西之表市役所 建設課建築住宅係

電話 22-1111(内線240)